

瀬戸市保育事業者選定委員会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年6月30日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第20号

瀬戸市保育事業者選定委員会運営規則の一部を改正する規則

瀬戸市保育事業者選定委員会運営規則（平成25年瀬戸市規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(担当事務)</p> <p>第2条 条例第3条に規定する委員会の担任する事務の細目については、次に掲げる事務とする。</p> <p>(1) <u>保育所等運営に係る法人選定基準の策定に関すること。</u></p> <p>(2)及び(3) <省略></p> <p>2 前項に掲げる事務の対象は、次に掲げる<u>保育所等</u>とする。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) 市が公募する児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する保育所</p> <p>(3) <u>市が公募する法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所</u></p>	<p>(担当事務)</p> <p>第2条 条例第3条に規定する委員会の担任する事務の細目については、次に掲げる事務とする。</p> <p>(1) <u>保育所運営に係る法人選定基準の策定に関すること。</u></p> <p>(2)及び(3) <省略></p> <p>2 前項に掲げる事務の対象は、次に掲げる<u>保育所</u>とする。</p> <p>(1) <省略></p> <p>(2) 市が公募する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。